

2025 年度 災害復興支援ボランティア活動に伴う交通費等助成金申請要項

本制度は、本学の学生による災害復興支援ボランティア活動を推奨し、活動に伴う交通費等の経済的負担を軽減することを目的として設けられたものです。ぜひ積極的に活用してください。

なお、本助成金を利用するにあたっては、対象となるボランティア活動の前後に申請および報告が必要です。申請を希望される方は、下記の内容を確認のうえ、必要書類を作成し、ボランティア・NPO 活動センターまで提出ください。

記

1. 対象者

本学学生（学部生・短期大学部生・大学院生）

2. 対象となる活動等

次の項目のいずれかに該当するもの

- (1) 災害救助法適用地域およびその近隣での復興支援ボランティア活動。
- (2) 自治体、NPO 法人等の諸団体が募集する復興支援ボランティア活動。
- (3) その他災害復興支援ボランティア委員会（以下、本委員会）が認めた団体や活動。

3. 対象となる期間

当該年度内（4 月 1 日以降～翌年 3 月 31 日まで）に行うボランティア活動で、かつ本委員会が定める期日までに申請手続きを行うことができるもの（過年度を遡っての申請はできません）。

4. 対象となる経費等

(1)対象となる経費

①ボランティア活動に伴う交通費（通学定期区間は除く）

- ・ 本学に届けている現住所から活動場所の最寄り駅までの公共交通機関等を利用した最も合理的かつ経済的な往復交通運賃（要根拠資料）。
- ・ 活動場所の事情によっては最寄り駅からのタクシー代を含む（要領収書）。
- ・ 天災等やむを得ない場合、現に利用した経路及び方法により支給（要根拠資料）。
- ・ 学割等の各種割引サービスを利用した場合、活動報告時にその旨を記載して申請のこと。

②宿泊費（飲食代は対象外）。食事付の宿泊施設を利用した場合は明細が判る領収書が必要。

③ボランティア保険加入料 【参照「8. ボランティア保険の加入について」】

上記以外かかった費用については申請のうえ、本委員会の判断により支給する場合があります。なお、当該の活動において、本学やその他団体、活動の受入先等からの交通費や宿泊費、謝礼金等の補助が支給される場合には対象とはなりません。

(2)補助額とその上限等

補助は、ボランティア保険加入料を含む交通費および宿泊費が対象です。1 回の申請につき、1 人あたり上限は 1 万円まで、申請は当該年度に原則として 3 回までを可能とします。

※本事業の予算執行状況により、年度途中で申請の受付を終了する場合があります。

(3)申請期限

原則として当該年度の 2 月末日まで。

※申請後に万一活動ができなかった場合は、その旨を至急連絡してください。

※活動時期により申請期限を延長する場合があります（3 月の活動に係る申請については検討段階（原則 2 月末迄）で、早めに相談してください）。

5. 提出先・提出方法

申請は、原則としてファイル添付によるメールでの送信とします。領収書等は、活動終了後に「原本」を各キャンパスのボランティア・NPO 活動センターに直接持参ください。

※ボランティア保険の加入状況等を確認するため、提出後の返信メールに応答すること。

6. 申請の流れ

(1)活動前

活動に参加するおおむね 10 日前までに、次の様式をメール添付で送信ください。

①ボランティア活動・事前届出書【様式 1】

②団体等が案内している活動内容が判るもの（サイトやコピー可）

(2)活動中

①可能な範囲で活動の様子が判る写真を撮影してください

②領収書の手配（宿泊やタクシーを利用した場合）

(3)活動後

活動終了後 2 週間以内に、次の様式をメール添付で送信ください。

※当該年度における最終提出期限は 2 月末（厳守）とします

①ボランティア活動助成金申請書・報告書【様式 2】

※活動の様子を記録した写真があれば添付のこと

※利用交通経路がわかるもの（経路検索のサイトの写し等）を添付のこと

②領収書（原本）貼付台紙【様式 3】

※データ提出する際は、内容が判るようファイル名を付けること

③銀行振込登録書【本学所定様式】

7. 助成金の振込

活動後に提出された銀行振込登録書に記載された口座へ振り込みます。原則として、報告書類の提出から約 1 か月以内に振り込みますが、確認作業などにより遅れる場合があります。

8. ボランティア保険の加入

安全に活動するため、活動内容や期間にかかわらず「ボランティア保険」への加入が必要です。加入は、最寄りの社会福祉協議会のボランティアセンター、または本学のボランティア・NPO 活動センターで手続きできます。

保険には「基本コース」と「天災コース」があり、災害の種類によっては基本コースに加え、天災コースへの加入が必要になる場合があります。

※「基本コース」は、活動中のケガや損害賠償を補償しますが、地震・噴火・津波などによる天災は対象外となります。

保険は入金の日から有効で、補償期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までです。年度途中の加入でも補償は 3 月 31 日までとなります。

9. その他（注意点）

ボランティア活動の参加にあたっては学業を優先してください。ボランティア・NPO 活動センターでは、授業等を欠席する場合の配慮の対応は行いません。

以上

【問い合わせ先】

龍谷大学ボランティア・NPO 活動センター E-mail ryuvnc@ad.ryukoku.ac.jp

深草キャンパス__成就館 1 階 TEL.075-645-2047

瀬田キャンパス__青志館（生協食堂）横 TEL.077-544-7252

[平日/9:00～17:00 火曜のみ/10:45～17:00（土日祝は閉室）]